

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】平成20年10月2日(2008.10.2)

【公開番号】特開2007-57274(P2007-57274A)

【公開日】平成19年3月8日(2007.3.8)

【年通号数】公開・登録公報2007-009

【出願番号】特願2005-240458(P2005-240458)

【国際特許分類】

G 0 1 D 7/00 (2006.01)

G 0 1 D 13/10 (2006.01)

【F I】

G 0 1 D 7/00 S

G 0 1 D 7/00 R

G 0 1 D 13/10

【手続補正書】

【提出日】平成20年8月20日(2008.8.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

アナログ指針と、

前記アナログ指針の背面に配置され、前記アナログ指針の移動量を示す目盛表示を含む表示態様を変更可能に表示する表示保持性を有する表示パネルと、前記アナログ指針の移動量を制御する制御回路と、

前記制御回路からの信号により前記アナログ指針を駆動させるモータと、

前記アナログ指針の位置を検出する針位置検出器と、を備える電子時計において、前記目盛表示を含む表示態様を変更した場合、前記表示態様に応じて、前記アナログ指針の回動ピッチを変更することを特徴とする電子時計。

【請求項2】

前記アナログ指針は、前記表示パネルに表示される時刻表示を指示する時刻表示針であること特徴とする請求項1記載の電子時計。

【請求項3】

前記アナログ指針は、前記表示パネルに表示される曜日表示を指示する曜日針であることを特徴とする請求項1または請求項2記載の電子時計。

【請求項4】

前記アナログ指針の回動ピッチは、不等ピッチであることを特徴とする請求項1または2記載の電子時計

【請求項5】

前記表示パネルは、電気泳動表示装置であることを特徴とする請求項1乃至4記載のいずれか一項記載の電子時計。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】発明の名称

【補正方法】変更

【補正の内容】

【発明の名称】電子時計

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

上記課題を解決するため、本発明は、アナログ指針と、前記アナログ指針の背面に配置され、前記アナログ指針の移動量を示す目盛表示を含む表示態様を変更可能に表示する表示保持性を有する表示パネルと、前記アナログ指針の移動量を制御する制御回路と、

前記制御回路からの信号により前記アナログ指針を駆動させるモータと、

前記アナログ指針の位置を検出する針位置検出器と、を備える電子時計において、前記目盛表示を含む表示態様を変更した場合、前記表示態様に応じて、前記アナログ指針の回動ピッチを変更することを特徴とする。

上記構成において、前記表示パネルが目盛ピッチの変更を伴って表示態様を変更する場合、それに応じて前記アナログ指針が回動ピッチを変更する構成とするのが好ましい。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

この構成によれば、アナログ指針の稼働の自由度とその稼働範囲での表示パネルの表示機能の自由度を融合させることができが可能となり、ユーザの要望に沿った表示が行えて、視認性・利便性が著しく向上する。また、時計に適用した場合、表示保持性を有する表示パネルで表示する略字の配列を、例えば12時間表示から24時間表示に、さらに24時間表示から不等ピッチ24時間表示に、フレキシブルに変更表示することができ、その目盛表示のピッチに応じて、指針の回動ピッチを連動させることで多様な表示態様が実現できる。

さらに、この構成によれば、前記表示パネルの表示範囲を全部または一部としているが、たとえば、前記表示パネルの全部で構成した場合は表示面積が極めて大きくなるが、この表示パネルは表示保持性を有するためダイナミック駆動する必要がないから極めて省電力となる。